

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年5月31日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 ウォーキングにおけるポールの使用について
- 2 多摩センター駅京王プラザホテル閉鎖後について
- 3 旧統一教会の市内の土地購入について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月31日	No.21
	午前10時47分	

改選後初めての一般質問です。選挙期間中は、選挙前にも増して、地域で市民の率直なご意見を頂くことができました。以下の3点は、その中でも市民の関心が高かったことから質問致します。

1 ウォーキングにおけるポールの使用について

多摩市は健幸都市、あるいはウォークアブル都市と謳っていることや、とりわけニュータウン地域などは歩車分離の遊歩道も整備されているため、高齢な方も散歩しやすいまちです。また、健康推進課による市のウォーキングイベントも好評を得ていると聞きます。その上で市民からご意見があったのでお聞きします。

- (1) 市のウォーキングイベントなどではポールの使用を禁止しているのでしょうか？又、もし、そうであればその理由をお聞きします。
- (2) 市の公式ホームページをみると、スポーツ振興課ではポールの使用について、高いカロリー燃焼率、足腰への負担が少ない、健康のためのスポーツとして最適…とまさに健幸都市らしく謳い、ポールを用いるノルディックウォーキングを積極的に推奨しています。他方、健康推進課が使用を禁止しているとしたら、庁内での方向性が市民からみるとわかりにくい気がします。ご見解をお聞きします。
- (3) 一律、一方的に禁止とするのではなく市民の理解が得られる説明のプロセスやどのような使い方なら健康推進課のイベントでも使えるのか、検討してはいかがでしょうか。お考えをお聞きします。

2 多摩センター駅京王プラザホテル閉鎖後について

多摩センター駅に近い京王プラザホテル多摩が、今年1月15日に32年間の営業を終了しました。市民にとっては、ホテルに宿泊しなくてもレストランで食事ができる、遠くからお客様がいらした際ホテルを利用でき喜ばれていたなど未だに惜しむ声を聞きます。

民間の施設ではありますが、長い間、親しんできた施設であることから、市民が気になるのは当然です。市としてのお考えをお聞きします。

- (1) 報道によれば、撤退は建物の老朽化に、コロナによる稼働率の低下が重なったための判断とあります。経年劣化を理由に大規模改修したパルテノ

ン多摩の使用期間と近いことから、今後、何になるかは別としても、建物の安全性の面では、どのくらいの期間、手を入れずにおけるのか伺います。

- (2) コロナも2類から5類になるなど人の動きも増えインバウンドも始まりました。サンリオピューロランドなども賑わっていると感じます。市民の要望やまちづくりの視点から、宿泊施設のニーズは高いと感じます。ご見解をお聞きします。
- (3) 旧京王プラザホテル多摩のあった場所は、多摩センター駅から始まる多摩市のエントランスともいえます。中央図書館がオープンし、中央公園もリニューアルを控えています。長期にわたって今の状態が続くのは多摩センター地区活性化の視点から残念です。多摩センター地区連絡協議会ではどのように受け止め、議論されているのでしょうか。又、都市計画を変更すればマンションなども建てられるのかも含め休業状態を続けていることについての市のお考えも併せて伺います。
- (4) 一つの事業者も、多摩市自治基本条例ではまちづくりに参画する権利を有する市民です。多くの市民の方もまちづくりに参画する権利を有していますが、一民間企業に対して意見を言える立場にないとも思っていることから、市はこれらをつなぐ橋渡しの役割が求められているのではないのでしょうか。ご見解をお聞きします。

3 旧統一教会の市内の土地購入について

多摩市内に旧統一教会が広大な土地を購入したことは今や多くの市民の知るところとなりました。先日、5月28日のベルブ永山での鈴木エイト氏の講演会には、会場に入りきれないほどの大勢の人が来ていました。

私たち生活者ネットワークもホームページ上で経過などをお知らせしてきましたが、市民は一番ホットな情報を求め講演会などに足を運んでいます。このことを踏まえ、市にお聞きします。

- (1) 市民の皆さんが居ても立っても居られない思いから行動をおこしておられることについて、市長はどう思われているのかお聞きします。
- (2) 市長メッセージでは「旧統一教会については、その組織のあり方についての反社会性、個別の活動についての違法性又は不当性が指摘されてい

るところであり、この不動産取引で同団体が本市内に活動拠点を設けることについては、市民の方々の平穏な暮らしが脅かされるのではないかという懸念を示さざるを得ません。」と明言しています。今回の旧統一教会の土地購入により精神的不安が増した市民は少なくないのではないのでしょうか。市民の福祉の向上をその役割とする市長が何をしてしてくれるのか、今後の市長のアクションが期待されています。世田谷区では過去にオウム真理教のことで、区内での講演会などホームページ上での情報周知や、解散命令を求める意見書を政府に提出しています。今後についての市長のお考えを伺います。

- (3) 市長メッセージでは、何かあった時に迅速に適切に対応するとしていますが、現状の土地が購入されただけでも、地域の平穏な暮らしや学びが脅かされていると感じることに寄り添っていく相談対応や勧誘の予防対策なども今から必要ではないのでしょうか？メッセージだけでなく、実効性ある貼り紙や若い方を守る意味では勧誘への注意喚起の看板を近隣や近隣大学などに設置するなど、対策の必要性をお聞きします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年5月30日

多摩市議会議員 上杉 ただし

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 厚生荘病院は地域医療の要。多摩市の総意として病院再開を
求める声を
- 2 多摩市からUR家賃の引き下げを求めるとともに多摩市独自の
家賃補助制度の充実を

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月30日	No. 22
	午後4時3分	

項目別質問内容

<p>1. 厚生荘病院は地域医療の要。多摩市の総意として病院再開を求める声を</p>
<p>現在の医療体制は全国的に医師が不足し、産科、小児科など診療科目の廃止や病棟の休止、さらには病院自体がなくなるなど、大きな社会問題になっています。</p>
<p>こうした「医療崩壊」が全国各地に広がりながら、政府が公立病院などの統合・廃止・縮小をすすめていることは重大です。そのような中で、コロナ禍が猛威を振るい、各地で医療崩壊につながったことは記憶にも新しいところです。コロナ危機のもとでも、病床削減や病院統廃合を強行するいまの政治に国民から多くの批判が上がっています。</p>
<p>全国市長会や全国知事会から「コロナ感染症の対応について、公立病院は強力だった」「公的病院がなくなってしまうと大変な地域の問題になる」「急性期の病床を削減するというだけでなく、感染拡大の時は感染症病棟へ転用できるよう、一定程度の余力を持つ考え方も必要だ」などの意見が出されました。</p>
<p>このような声を受けて、総務省は新型コロナ対応で公立病院の重要性が改めて認識されたと述べ、「各自治体において地域に必要な病院を存続させることができるよう支援する」と表明しました。</p>
<p>コロナ危機の教訓を踏まえ、住民の命と健康を守る地域の医療体制を構築・再生するには、病床削減計画をきっぱりと中止し、拡充へと切り替えることが必要です。</p>
<p>多摩市の地域医療を議論するうえで、避けて通れないのはやはり厚生荘病院の閉院問題です。厚生荘病院は80年以上にわたり、地域の医療を支えてきた病院です。この病院がなくなってしまったことにより、和田や東寺方は、医療空白地域となってしまっています。</p>
<p>地域住民の方たちから、一日も早い病院の再開を求める声が後を絶ちません。このことをふまえて以下、質問いたします。</p>
<p>(1) 多摩市の高齢化率は令和2年度に28.9%となっており、これは都内26市の中でも類をみないスピードで進行しています。厚生荘病院は多摩市でも唯一の療養型病床を持っていた病院でもあるため、市内の介護事業者などから、高齢者の最後の砦として頼りにされていました。厚生荘病院が閉院してしまったことにより、療養型病床を保有していた唯一の病院が多摩市になってしまった現状を、市としてどのように考えているのか市の考えをお伺いします。</p>

項目別質問内容

<p>(2) 多摩市の地域医療連携構想では災害医療支援病院の一つとして、厚生荘病院が位置づけられております。最近は地震も頻発しています。今後30年以内に南海トラフによるマグニチュード8～9の地震が発生する確率は70パーセントとも80パーセントともいわれています。災害時の医療体制を多摩市として早急に構築する必要があります。厚生荘病院が閉院されている現状において、災害が発生した場合、市はどのように災害時の医療体制を確保していくのか考えをお伺いします。</p>
<p>(3) 厚生荘病院の中には子育て世代の力強い味方となってくれる「あい病後児保育室（病児・病後児保育施設）」も併設されていきました。病院の閉院とともに「あい病後児保育室」もなくなってしまうました。今現在、多摩市内の病児病後児保育施設は豊ヶ丘にあるエンジェルガーデン1か所のみとなっています。以前、厚生荘病院の働く人達と医療を守る会が行ったアンケート調査の中には、エンジェルガーデン1か所だけでは利用したい時に予約が取れないという子育て世代の方たちの切実な声が複数ありました。</p> <p>「あい病後児保育室」を必要としている声について、多摩市側から積極的に調査をおこなったのかお伺いします。また、既存地域への病児・病後児保育の委託について、その後の進捗をお伺いします。</p>
<p>(4) 厚生荘病院を運営している一般財団法人愛生会(以後、愛生会)は、地域住民の皆さんに対して説明会を行うと公表し、この説明会が3月30日に開催されました。しかし、この説明会が開催を告知されたのはわずか10日前で、告知したのも中和田自治会長ただ一人のみということでした。また、説明会に参加できるのは、和田地域に住んでいる人限定で、入場するにあたって免許証などで住んでいる地域を明らかにしないと会場にいれてもらえない状況にもなっていました。住民説明会はこの一回きりで、その後は行う予定はないということでした。</p> <p>これまで厚生荘病院が担ってきた医療は、和田や東寺方に限定されるものではありません。地域住民への説明を行うためにも、和田以外の地域でも実施する必要があるのではないのでしょうか。また、当然のこととして、免許証などの住所確認は行うべきではありません。どのような意図で説明する地域を限定したのか市側に説明はあったのでしょうか。</p>
<p>(5) 愛生会は当初5月から病院内に内科診療所を開設すると多摩市に対して公表しました。しかし、説明会時点の発表では、まだ診療所として使えるように改修していないとの回答であり、当初5月から再開するとしていた診療所についても、今年夏7月から8月に延期という発表でした。</p>

項目別質問内容

<p>病院の建て替え計画についても、いまだ未定という回答でした。</p>
<p>阿部市長は市議会答弁で、愛生会に対して「とにかく地域住民に誠実に対応してほしい」と発言されました。非常に重い言葉だと思います。</p> <p>しかし、市長が重い言葉を投げかけたにも関わらず、住民説明会での愛生会の発言は誠実な態度とはいえないのではないかという疑問が残ります。</p>
<p>多摩市民の全ての方が安心して医療を受けられる環境を整えるという点においては、多摩市に対しても一定の責任があると考えます。</p> <p>改めて多摩市として、愛生会に対し、厚生荘病院がこれまで果たしてきた役割を訴えていくとともに、病院・診療所の開設計画の開示、あるいは一日も早い病院再開を働きかけていくべきではないでしょうか。市の見解をお伺いします。</p>
<p>2. 多摩市からUR家賃の引き下げを求めるとともに多摩市独自の家賃補助制度の充実を</p>
<p>新型コロナ感染拡大の影響による失業や収入減で家賃や住宅ローンの支払い困難に陥り、住まいを失う人が後を絶ちません。長期化するコロナ禍で仕事につけず住むところもないまま越年した人も多く、問題は深刻化しています。</p>
<p>コロナ禍は、国民に「住まいの権利」を保障していない日本の住宅政策の問題点を浮き彫りにしました。生活困窮者に住まいを確保する緊急の対策をいっそう強めるとともに、安心して住み続けられる住宅を提供する政策への転換が必要です。</p>
<p>政府は、公的住宅の供給も後退させています。公営、UR、公社などの公的賃貸住宅は一部の建て替えを除き新規供給を行っていないために大幅に減少しました。2003年から2018年の間に、公営住宅は218万3000戸から192万2000戸に、URと公社の住宅は93万6000戸から74万7000戸へとそれぞれ減りました。公的賃貸住宅であるにもかかわらず、家賃を「近傍同種家賃」としたために、入居当時から2万円から3万円も家賃が値上がりしていることも重大です。</p> <p>これらのことをふまえて、質問いたします。</p>
<p>(1) 多摩市にもたくさんのUR賃貸住宅があります。ここには大変多くの高齢</p>

項目別質問内容

の方が住んでいらっしゃる。ここに住んでいらっしゃる方のなかには「家賃が高すぎて、年金だけでは支払うことができないため、70歳、80歳を過ぎてもなお働き続けなければいけない」といった方や「これまで貯金してきたお金を少しずつ切り崩しながら生活をしているが、いつまでこの生活が続けられるかわからない」といった大変切実な声があります。市として、このような実情をどのように受けとめているかお伺いします。

(2) 70歳や80歳になっても高い家賃のURに住まなければならないという背景には、いま住んでいるUR賃貸住宅の近場で都営住宅が借りられればすぐにでも引っ越したいとおっしゃられる方も多くいらっしゃいます。しかし、なんと応募してもなかなか都営住宅に当たらないという事実があります。都営住宅の範囲を多摩市内だけではなく、23区の方まで対象を広げれば、もしかしたら都営住宅に住めるかもしれません。しかし、高齢者の方が、これまで暮らしてきた地域のコミュニティを抜けて、これまでに住んだことはおろか行ったことすらない地域で暮らしていく、そこであらたなコミュニティを作っていくのはあまりにも大変なことです。

地域の人が近隣の都営住宅になかなか住めないという背景には、多摩市に割り当てられている都営住宅の戸数が少なすぎるという問題があるのではないのでしょうか。市の見解をお伺いします。

(3) UR都市再生機構法25条には以下のように定められています。

[第1項] 機構は、賃貸住宅（公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。）に新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

[第2項] 機構は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

1項、2項ともに近傍同種家賃について定めております。しかし、25条4項には以下のように定めています。

[第4項] 機構は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年5月30日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 「COCOLO プラン～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策～」を受けての不登校支援の推進について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月30日	No.23
	午後2時41分	

項目別質問内容

<p>1. 「COCOLO プラン～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策～」を受けての不登校支援の推進について</p>
<p>不登校の小中高生が急増し、文部科学省の調査では、2021年度の不登校の小中高生は約30万人で過去最多となっている事態を受け、文科省は3月31日に不登校の総合対策「COCOLOプラン」を新たに策定した。誰も取り残さない学びの保障を社会全体で実現していく、不登校特例校の増設や保護者への支援などが明記されています。特に小中学生は約24.5万人に上り、このうち約4.6万人は、学校内外での相談支援などを受けられておらず、不登校が長期化しています。</p>
<p>子どもが不登校になる理由はさまざま、特定は難しいとされています。近年の増加の背景について、文科省は、コロナ禍での生活環境の変化や学校生活の制限が交友関係などに影響したことで、登校意欲が湧きにくくなった点を指摘しています。</p>
<p>元文科省視学官で不登校の子どもらへの支援に詳しい亀田徹氏は「大切なのは不登校の原因を探ることよりも、子どもの今のままと認めること。だからこそ、子どもに合わせた柔軟な学び方や学びの場を用意することが重要だ」と語ります。一方、不登校の子どもを育てる保護者への支援も喫緊の課題です。わが子が不登校になった責任を感じて自らを責めてしまうケースや、誰にも相談できずに孤立する場合があります。亀田氏は「保護者からよく聞くのは、不登校支援に関する『情報が届かない』という悩みだそうです。相談先に関する情報提供や地域の保護者の会などで保護者を支える環境整備が欠かせない」と話します。こうした状況を踏まえ、文科省が策定したのが不登校の総合対策「COCOLOプラン」です。</p>
<p>プランでは、①不登校の児童生徒全ての学びの場の確保②心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援③学校の雰囲気“見える化”し、安心して学べる場所に――の三つの柱を掲げています。具体策として、指導内容や授業時間を柔軟に決められる「不登校特例校」の全国300校への拡大（現在は24校）や、教室に通いづらい子の居場所を校内に設ける「スペシャルサポートルーム」の設置、学校外にある不登校の公的支援施設「教育支援センター」の機能強化などを促進します。不登校期間の学習が評価されず進学が不利になることを防ぐため、自宅や同ルームなどでの学習成果も確実に成績評価に反映されるようにする。さらに、子どもの心の動きを把握するため、1人1台端末の健康観察への活用なども促す。一方、保護者への支援も強化。相談窓口の整備や、スクールカウンセラーらによる支援を進めていく。</p>
<p>これらの対策について、文科省は「今すぐできる取り組みから速やかに実行する」とし、全国の自治体や教育委員会での取り組みを求めています。23年</p>

項目別質問内容

<p>度予算では、自治体による不登校特例校の設置促進など不登校対策に約85億円を盛り込み、対策を進めています。</p>
<p>公明党は昨年3月に不登校支援PTを設置し、各地の不登校特例校の視察や、関係団体からのヒアリング、政府への提言を繰り返し行ってきました。今回のプランの策定・充実についても、公明党・不登校支援プロジェクトチームが今年1月26日と3月23日に「子どもたちの自己肯定感をはぐくむために」と題し、政府に対して行った提言の中で強く訴えていたものです。保護者の会やスペシャルサポートルームの設置、学習成果の成績評価への反映など、プランの随所に公明党の主張が盛り込まれています。</p>
<p>全国300校をめざす不登校特例校の役割も重要です。各都道府県・政令市に1校以上できれば、そこが支援のモデルとなり、他の公立学校など地域全体の教育の質の底上げにつながります。</p>
<p>子どもたち一人一人に光を当て、誰一人置き去りにされない教育の実現に向けて、全力で取り組んでいくべきです。</p>
<p>上記を踏まえ以下質問致します。</p>
<p>(1) 不登校の子どもを支援していくうえで、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子どもの「保護者の会」は、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では、行政からの支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため「保護者の会」の設置は、地域によって状況が様々です。そういった状況を受けて、今回の「COCOLOプラン(2-03)」では、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援」すると、明記されました。そこで、多摩市においても、教育委員会が、不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる「保護者の会」を設置し、そこに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、「COCOLOプラン」を受けての、今後の市の取り組みについて伺います。</p>
<p>(2) 不登校の児童生徒は、一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や、指導体制を整備することが必要です。そこで、公明党は、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境(スペシャルサポートルーム等)の設置を提言。さらに、不登校の児童生徒が、自宅にいても学習を進めることができるよう1人1台端末を活用し、授業を自宅等に配信してのオンライン指導の充実等を要望してきました。それを受けて、今回の「COCOLOプラン(1-02, 1-03, 1-05)」では、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の</p>

項目別質問内容

<p>設置促進と共に、学校での授業を①自宅や②スペシャルサポートルーム等、③教育支援センター（自治体が設置）に配信し、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記されました。そこで「スペシャルサポートルーム」等を、多摩市内の全ての小中学校に設置する必要があると思いますが、現在の設置状況と今後の取組について伺います。</p>
<p>(3) また、学校の授業を、①不登校の子どもの自宅や②校内のスペシャルサポートルーム等、また③教育支援センターに配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと思いますが、その現状と、今後の取組について伺います。</p>
<p>(4) 自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の“多様な学びの場”が拡大している中で、そういった場での“学び”が、学習成果として評価されないために調査書（内申書）の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学の実現が制限されているという問題があります。そこで、公明党は、不登校の生徒の高校進学を支援するため、多様な学びの場（自宅、スペシャルサポートルーム、教育支援センター等）での“学習の成果”について、生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で成績評価を行うことを努力義務化することを提言しました。それを受けて、今回の「COCOLOプラン（1-02, 1-03, 1-05）」では、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの“学び”の結果が、成績に反映されるようにすると明記されました。そこで、不登校の生徒の高校進学を支援するため、①自宅や②スペシャルサポートルーム③教育支援センター等での“学び”を、確実に学校での成績に反映させることが、重要であると思いますが、多摩市内の中学校における、現在の状況と今後の取組について伺います。</p>
<p>(5) 不登校経験者から、不登校児童同士の繋がりとして、コーディネーターを入れてオンライン上で話をできる場があれば、「1人ではない」という安心感や自己肯定感を持つことができ、一歩踏み出す勇気が出るきっかけになるのでは、との意見がありました。今後、市が取り組もうとしている居場所づくりも含めて、市のお考えを伺います。</p>

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年5月30日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 反社会的活動団体「統一協会」による人権侵害の活動をゆるさないために、市長は、市民とともに起ちあがろう！

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和5年5月30日	No.24
	午後4時21分	

- 1 反社会的活動団体「統一協会」による人権侵害の活動をゆるさないために、市長は、市民とともに起ちあがろう！

先日の市議会議員選挙を前にして、多摩市では、統一協会（ママ、以下、同じ）との関係で、2つのショッキングなできごとが明らかになりました。

1つは、世界平和統一家庭連合（以下、統一協会と表記）が、多摩市内に6,300平米という広大な土地を購入していることが明らかになり、彼らが多摩市に進出してくる危険性が現実のものになったこと、もう1つは、統一協会と深い関わりをもつ都議会議員と市議会議員がいるということです。

1つめの問題については、あらゆる手段を使って、その進出をストップさせなければなりません。あらゆる手段のなかには、法や条例など法的な手段もあるだろうし、多摩市民を先頭に日本全国の市民による世論の力で、彼らの手を止めなければなりません。同時に、これはけっして、統一協会が多摩市に進出して来なければそれでいいという問題ではありません。世界のどこでも彼らの反社会的な活動を許さないという、そのことを、この多摩市から声を上げていく、そういう「市民ぐるみの運動」にしていく必要があると思います。

2つめの問題について言えば、「統一協会と関わりを持っている（持っていた）」ということの反社会性について、政治家や彼らが所属する政党は、深刻に受け止め、深い反省をすべきだということです。統一協会と関わりを持つことが、たとえ意図していなかったとしても、結果的には、国会議員や地方議員、その所属する政党が、統一協会の「広告塔」となり、統一協会の活動に「正当性」を与え、その反社会的活動を50年以上にわたって助長してきたわけです。今回の統一地方選挙の直前にも、統一協会の信者2世などの有志でつくる「統一決別地方選実行委員会」は、統一協会との関係が報道された都道府県議と政令市議をデータベースにまとめ公表するとともに、統一地方選の立候補者に、統一協会との「決別宣言」に署名するよう呼びかけました。これは、これ以上、被害を拡大したくないという、信者2世の方たちの切実な思いからです。

統一協会と深い関わりを持っていると報道されている政治家は、私の知るかぎりでは、いまに至るも「統一協会とどういう関係にあったのか？」「いま、その関係についてどう考えているのか？ 反省しているのか？」「今後、統一協会と関係を断つ気があるのか？」……それらのすべてについて明らかにしていません。その態度は、先に紹介した信者2世の方たちの思いを踏みにじるものだと考えます。この問題もけっしてあいまいにできません。

以上の問題意識をふまえ、以下、私の考えを述べるとともに、市長の見解を質します。

(1)統一協会の多摩市への進出をゆるさないために、市長と市議会とが、しっかりと下支えする「市民ぐるみ」の運動にしていこう…そのために、市長は何ができるのか？ 真剣に考えてもらいたい。

①昨年（2022年）4月、世界平和統一家庭連合（以下、統一協会と表記）が、多摩市内の土地を購入しました。この土地購入の経過について、説明をしてください。特に、「多摩市街づくり条例」第60条「大規模土地取引の届出」に沿って、購入前に、どのような手続きが取られたのかを説明し、そのことについての市長の現在の評価も合わせてお答えいただきたい。

②当該土地の購入後、国土利用計画法に基づく「土地取引の届出」が、東京都知事あてに提出されているはずですが。この内容についてもお答えください。

③統一協会による土地取得問題が明らかになり、そのことが市民に広く知られるようになるなかで、「この問題を放置するわけにはいかない」「統一協会の多摩市進出をストップさせる手立てはないのか？」などの声が吹き上がるなか、4月29日に、この問題に危惧を感じずる市民のみなさんが集まり、「統一教会はNO！多摩市民連絡会」という市民グループが結成されました。そして、これまでの議論のなかでは、法的手段を駆使することも含め、あらゆる手段を講じて、統一協会による多摩市進出、多摩市内の土地を拠点にしての反社会的活動をゆるさないという市民の願いが示されています。5月28日からは、『旧統一教会』の多摩市進出に関する要請書」という市長あての要請書への署名運動も始まりました。そして、これらの市民の運動は、「多摩市街づくり条例」第5条「市民の役割と責務」に沿ったものでもあります。

以上の経過をふまえ、以下、市長の見解をうかがいます。

ア. これまで、最高裁が認定し確定判決となった数々の統一協会の反社会的活動について、市民の命・くらしを守るという市長の職責から判断して、どう評価するのか、うかがいたい。

イ. 以上のことをふまえて、この団体が、市内の土地を拠点にして反社会的活動を展開する可能性があるということについて、見解をうかがいたい。

ウ. 先日の第1回定例議会での副市長の答弁「……仮に法を犯した、あるいは法を逸脱したようなかたちでの、そういった行為によって、市民に実害が及ぶようなことがもしあるならば、私たちは、市民に寄り添う立場で、関係法令に照らしながら、どういうことが可能かといったことを考えることになるだろう（と思う）。

市としてできることは、なかなかありません。だからこそ、市民の強い世論とか、あるいは議会のみなさんの後押し、そういったことが必要なんだろうと（考える）……。あくまでも一般論でございますが、このように思っているところです。」に沿って考えれば、反社会的活動の展開をゆるさないために、市民の世論を含めたあらゆる手段を講じていく決意が述べられていると考えますが、具体的な方策を示していただきたい。

エ. 統一協会が、具体的に市内の所有地を拠点にするための建設工事等をはじめの場合、「多摩市街づくり条例」の第6章「協調協議の街づくり」の第3節「大規模開発事業の手続」（第61条～67条）に沿った手続きが必要になると考えますが、同条例第4条「市の役割と責務」の沿う、この条項の具体的な適用についてうかがいたい。また、予想される経過についての市民への説明手法についてもうかがいたい。

オ. この統一協会の多摩市進出問題は、冒頭で述べたように「多摩市への進出をストップさせればそれでいい」という問題ではありません。日本国内を含め、世界のどこでも反社会的活動をゆるさないということが重要です。そのために、宗教法人法に基づく政府による裁判所への解散命令の請求を受けて、裁判所が解散を命ずることが、きわめて有効だと考えます。このことについての市長の見解をうかがいます。

(2) 統一協会と政党・政治家との関係についての市長の見解をうかがいます。

① これまで、一部の政治家が、統一協会や関連団体の主催する行事に参加したり、メッセージを送ったりして関係を持つこと、持ってきたことが、いわゆる「広告塔」効果となり、結果的に、統一協会の活動に「お墨付き」を与え、その反社会性を覆い隠す役割を果たしてきたことに対する市長の見解をうかがいたい。

② 以上のような関係性を持ってきた政治家は、信者2世の方たちなどの切実な願いを受けとめ、深く反省するとともに、「統一協会とこれまでどういう関係にあったのか?」「いま、その関係についてどう考えているのか? 反省しているのか?」「今後、統一協会と関係を断つ気があるのか?」など明らかにすべきだと、私は考えますが、市長の見解をうかがいたい。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

① 「質問1-(1)-①」に関わって、「多摩市街づくり条例」第60条1項に基づく「届出」がされているとすれば、それを示す資料。

- ②同様に、市長が、同条例第 60 条第 2 項に基づく「助言」をおこなったとすれば、「助言」が必要と判断した決裁文書。
- ③同様に、「助言」をした場合、それにともなう「街づくり審査会」による審査に関わる記録（「街づくり審査会」の開催記録、議事録など）。
- ④同様に、「助言」を受けて、「大規模土地取引をおこなう者」がどのような対応を取ったのか？ この内容が、具体的に譲受人に、どのように「承継」されたのかを示す資料。
- ⑤同様に、同条例第 60 条第 1 項の規定に基づく「大規模土地取引行為届」（第 44 号様式）の記載内容（末尾の「今後の土地利用目的」の項も含め）。
- ⑥国土利用計画法に基づく「届出」が、市から東京都に出されているが、その内容についての資料。
- ⑦「多摩市街づくり条例」に関わる「街づくり審査会」の委員名簿（肩書付き）。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年5月31日

多摩市議会議員 大くま 真一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 誰もが気軽にお出かけできる街を
～ペデを身近な「交通網」に
- 2 保育園も学校も給食費は無料に

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月31日	No.25
	午前11時39分	

1. 誰もが気軽にお出かけできる街を～ペデを身近な「交通網」に

多摩市の特徴でもあるペDESTリアンデッキ（ペデ）は、市内に総延長41kmにわたって張り巡らされ、多摩市のガイドマップでは北東の大谷戸公園から南西の鶴牧西公園までの全長約7.7kmのルートが遊歩道モデルコースとして示されています。

歩道と車道を物理的に分けた歩車分離の街は、どちらか一方を利用する場合には、安全性も高く便利な反面、バスを利用する際など、歩道と車道を行き来する必要がある場合には、高低差がバリアになっています。街の再生とともに進む公共交通網の再編とあわせて、この高低差の解消を進めることが必要です。

これまでエレベーターやエスカレーターの設置、長崎市で導入されている超小型のロープウェイ「斜面移送システム」の紹介など、高低差の解消について提案を重ねてきました。

今回は、高低差の解消を進め、ペDESTリアンデッキ網をいかした、誰もが気軽にお出かけできる街を実現するため、以下質問します。

- (1) 多摩市も「愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画」のなかでは、「移動の円滑化プロジェクト」や「公園・遊歩道活用プロジェクト」をリーディングプロジェクトに位置付けており、ペデの活用や高低差の解消についての課題認識は共有していると考えています。前述のリーディングプロジェクトの検討状況と課題認識をうかがいます。
- (2) 市内の遊歩道は歩行者以外に、自転車なども走行しています。ペデを含む遊歩道を適法に走行できる乗り物にはどのようなものがあるか。7月からは新たな乗り物も加わるが、合わせてお答えください。
- (3) 市内でもシェアサイクルの実証実験が行われています。移動円滑化、またペデの活用促進といったことにつながるものだと思いますが、一方で、高齢者などの利用については課題も感じています。市の認識をうかがいます。
- (4) 2020年には、全国5つの地域で電動車いすのシェアリングについての実証実験が行われています。多摩市の特性をいかし、高低差を解消、

日常生活での移動を支援することに資する取り組みだと考えますが、市の認識をうかがいます。

2. 保育園も学校も給食費は無料に

ここ数年、子育て支援・少子化対策のながれのなかで、長年の保護者など市民の運動がみのり、幼児教育・保育の分野では保育料の無償化が、学校教育の分野では給食費の無償化が前進しています。

その一方で、子どもたちの育ちを支える「食」の分野では、自治体の財政力によって新たな格差が生まれる事態にもなっています。子どもにかかわる分野で格差を生まない、できるだけその差を縮めていくべきとの立場で以下質問します。

(1) 保育園給食費を無料に

- ① 東京都においては、幼保無償化にあわせて、それまで保護者から直接徴収されることのなかった保育園の給食費が「実費」徴収されることになりました。国の給食費の扱いの変更なども含め、その経緯についてご説明ください。
- ② 保育園の給食費について、物価高騰、公定価格改定の影響をどのように考えているか。負担が増えることになれば、格差をさらに広げることにもつながります。市の認識をうかがいます。
- ③ 保育園給食費については、これまでも東京においては23区の多くが徴収なし、26市の多くが副食費部分に相当する4,500円となっているなかで、多摩市の6,000円は都内では最も高い部類に入るということを指摘し、まずは4500円への引き下げ、さらに国や都への働きかけを強め、無料にすることを求めてきました。市の認識をうかがいます。

(2) 小中学校の給食費を無償に

- ① 日本共産党は全国で、そしてこの多摩市議会においても、長年、学校給食費の無償化を求めてきました。3月の予算の質疑のなかでも、この問題を取り上げましたが、教育の一環として行われている学校給食は「義務教育はこれを無償とする」という理念に立ち返り、無償にすべきだと考えています。多摩市独自に完全無償化が難

しかったとしても、第三子の無償化など、できる部分から少しでも格差を解消していく取り組みを進めるべきだと考えますが、改めて市の認識をうかがいます。

- ② 長年にわたる、多くの保護者・市民の運動により、政府の「異次元の少子化対策」のたたき台にも学校給食費の無償化が盛り込まれました。東京の23区では先行して、複数の区で学校給食費の無償化が進んでいます。豊かな財政力を背景に無償化をすすめる特別区と、やりたくてもやれない26市という状況のなかで、物価高騰が進んでいます。食材料費の高騰により給食費の引き上げという事態になれば、住んでいる自治体の財政力を背景とした格差をさらに広げることになります。市の認識をうかがいます。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 保育園給食費を「副食費相当分のみ徴収」とした場合に新たに必要となる予算の推計
- ② 保育園給食費を「徴収なし」とした場合に新たに必要となる予算の推計
- ③ 今年度の学校給食費改定額の一覧